

石井町総合発展計画等策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

石井町 総務課 秘書政策係

1. 目的

町の最上位計画である「第五次石井町総合発展計画前期基本計画」及び「第2期石井町総合戦略」が令和7年度をもって計画期間が満了となる。令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第五次石井町総合発展計画後期基本計画」及び「第3期石井町総合戦略」を一体的に策定することで、両計画の整合性を担保し、効率的に策定業務を進め、分かりやすい計画策定を目指す。

そこで本計画の策定にあたり公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、創造力や技術力、問題解決力に優れたものを予算の範囲内にて選定し、その作業等を円滑かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 業務委託概要

- (1) 業務名 石井町総合発展計画等策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 設計金額 10,780千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (5) 契約方法 優先交渉権者と本町との間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、企画提案内容（見積書含む）をもってそのまま契約するとは限らない。

3. 委託者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日において、石井町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本プロポーザルの参加表明書の提出の日から契約締結の日までに本町の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態でないこと。
- (5) 過去5年以内において、官公庁発注の総合計画策定業務に加え、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略に関する受託実績（令和2年4月1日から令和7年3月31日の間に完了した業務）を有していること。

受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。

5. 参加表明

- (1) 提出書類 ①参加表明書（様式1） ②会社概要票（様式2）
③業務経歴書（様式3）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和7年4月11日（金）午後5時15分まで
- (4) 提出方法 持込（土日・祝日及び時間外は受け付けない。）又は書留郵便による。なお、書留郵便により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。電子データ、ファクシミリでの提出は認めない。
- (5) 提出場所 石井町総務課秘書政策係（担当：田中）
住所：〒779-3295
徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1
電話：088-674-1111（内線：211）

6. 企画提案書の作成要領

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書届出書（様式4）
 - ②本業務工程表（任意様式）
 - ③本業務における配置予定者調書（様式5-1・2）
 - ④本業務の企画提案書（A4版任意様式：10枚程度まで）
 - ⑤見積書
 - ア．A4版任意様式、金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。
 - イ．内訳書もしくは明細書において積算根拠、内訳が分かるように記載すること。
 - ウ．契約候補者に選定された場合、当該見積書が契約額を確約するものではありません。
 - ⑥委任状（代理人を置く場合に限る。）（様式6）
- (2) 提出する書類の規格はA4版片とじ・横書き・片面としページ番号を付すこと。
- (3) 企画提案書は、1社1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示すこと。（提出を求められていない資料を添付するなど過大なものにならないように留意すること。）
- (4) 「仕様書」以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるよう記載すること。

7. 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年4月25日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
- (3) 提出方法 持込(土日・祝日及び時間外は受け付けない。)又は書留郵便による。なお、書留郵便により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出場所 石井町総務課秘書政策係(担当:田中)
住所:〒779-3295
徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1
電話:088-674-1111(内線:211)

8. 質問受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式7)を提出すること。なお、審査に関する質問には応じない。

- (1) 提出期限 令和7年4月7日(月)午後5時15分まで
- (2) 提出方法 質問書を石井町総務課宛に電子メールにて提出すること。
- (3) 電子メールアドレス soumu@ishii.i-tokushima.jp
- (4) 回答方法 電子メールにて質問者及び全ての参加表明者に通知する。

9. 選定方法及び審査基準に関する事項

(1) 審査体制

提案内容の審査は、別に町職員で設置する「石井町総合発展計画等策定支援業務プロポーザル審査委員会」において行う。

(2) 審査の方法

企画提案書等書類により審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(3) 審査項目等

企画提案書を採用するための審査項目等は、別表「石井町総合発展計画等策定支援業務委託事業者選定のための審査項目及び配点」のとおりとする。

10. 契約予定者の選定等

- (1) 審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した提案者(以下、「最高得点提案者」という。)を契約予定者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、審査委員会委員長が選定する。
- (2) 企画提案書等提出書類の内容を審査、採点し、交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定する。
- (3) 交渉権第1位に選定された事業者とは随意契約に向けた交渉を行う。なお、

交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記4の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行う。

1 1. 審査及び選定結果の通知

審査会の実施後1週間以内に、文章にて通知する。交渉権第2位に選定された事業者については、その旨通知する。

審査及び選定結果については、意義の申し立ては受け付けない。

1 2. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①前記4の要件を満たさなくなった者
- ②提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- ⑤審査の公平性を害する行為があった場合。
- ⑥前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等委員長が失格であると認めた場合。

1 3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たって関連する法令等を遵守しなければならない。

1 4. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報情報の取り扱いについては、適切な措置を講じなければならない。

1 5. その他作業に当たって留意すべき事項

- (1) 受託者は、本町が行う総合発展計画等策定支援業務の意図を十分に理解し、的確にこの委託作業を行うこと。
- (2) 各種の作図や作表がある場合は、必要に応じて多色刷りとすること。

1 6. 打合せ

業務の実施に当たって、受託者は委託者と綿密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

17. 疑義の解釈

本要領に定めのない事項又は本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により誠意をもって対応するものとする。

18. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用（企画提案書等の作成費用や旅費等の必要経費等）は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は原則認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要があれば、複製を作成する。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、石井町情報公開条例に基づき、提出書類を開示する。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に必要な図書・資料等は委託者の指示に従って借り受けるものとするが、業務終了後は、速やかにこれを返却しなければならない。また、委託者より提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するものとする。
- (7) 成果品については、委託者の検査を受け、作業終了後といえども、成果品に誤りがあった場合には、受託者の負担と責任をもって直ちにその誤りを訂正しなければならない。
- (8) 本委託業務により得られた成果品（電子データを含む。）の諸権利は、委託者に帰属するものとする。
- (9) 本委託業務に関する協議、打合せ等の必要経費は、受託者の負担とする。

19. 実施スケジュール

受付開始 実施要領等のホームページ掲載	令和7年3月18日（火）
質問書の提出期限	令和7年4月7日（月） 午後5時15分まで
質問書の回答	令和7年4月9日（水）
参加表明書等の提出期限	令和7年4月11日（金） 午後5時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和7年4月25日（金） 午後5時15分まで
審査結果の通知	令和7年5月上旬
契約	令和7年5月上旬予定

※日程につきましては、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。

(別表) 石井町総合発展計画等策定支援業務委託事業者選定のための審査項目及び配点

審査項目	評価事項		評価基準	配点
業務経歴	業務実績		過去の総合計画の実績を評価する。	5
			過去の総合戦略・人口ビジョンの実績を評価する。	5
	地域実績		過去に石井町で異種業務の実績がある場合に評価する。	5
業務実施体制	実施体制		管理技術者、担当技術者の体制を評価する。	3
	管理責任者	業務実績	過去の実績を評価する。	3
		手持ち業務件数	当該業務に対する専任性を評価する。	3
	担当者	業務実績	過去の実績を評価する。	3
		手持ち業務件数	当該業務に対する専任性を評価する。	3
見積額				15

審査項目	評価基準	配点
業務実施方針	業務の実施方針は妥当か	5
実施体制、役割分担	実施体制（本社等のバックアップ体制、打合せ等の頻度等）、役割分担は妥当か	5
業務のスケジュール、実施フロー	業務のスケジュール、実施フローは妥当か	5
人口分析	本町の人口特性、将来推計を行うために適した分析方法の提案となっているか	5
住民ニーズ・意識等の分析	住民のニーズや意識を捉えるための効果的な調査や分析手法等が提案されているか	5
情報収集力	国や全国の他自治体の情報を素早く収集し効率的に提供できる体制となっているか	5
経済分析	地域経済分析の効果的な活用手法について提案されているか	5
地域特性の理解度	地域の特性や課題を踏まえた提案がされているか	5
総合発展計画、総合戦略等の整合性	総合発展計画、総合戦略及び関連計画との整合性が取られる仕組みを構築する能力を有しているか	5
提案の現実性	提案内容が理論的で現実性があるか	5
提案の独創性	提案内容に創育工夫や独創性があるか	5
合計		100

